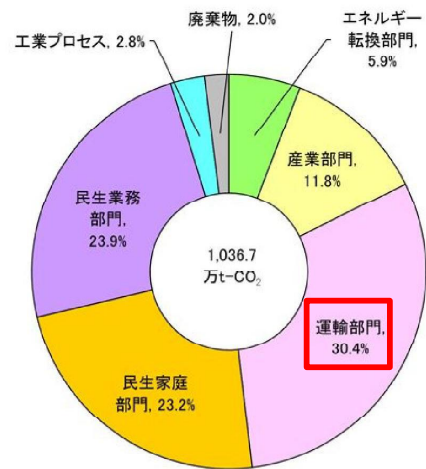


- 島しょ地域の特性を踏まえたエネルギー社会基盤の整備

- エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXの考え方について、島しょ県である本県の特殊性を考慮した上で取り入れることで、脱炭素化と産業振興の両立を図り、持続可能な成長を支えるエネルギー社会の形成を目指す。

- 国は令和3年6月に、地球温暖化対策推進法を改正し、「パリ協定」で掲げる目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として、法に明確に位置づけ。
- 県でも令和5年3月に第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を改定し、2030年度の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、これまでの2013年度比26%削減を意欲的目標と位置づけ、新たに2013年度比31%削減を挑戦的目標として加えるとともに、長期的目標として2050年度温室効果ガス実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを掲げている。
- エネルギー部門に関しては、令和4年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改定し、これまでの2030年度再生可能エネルギー電源比率18%を意欲的な目標と位置づけ、新たに26%を挑戦的な目標として掲げている。
- 国は2025年2月に、地球温暖化対策計画を改定し、2050年カーボンニュートラルに向け、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度比でそれぞれ60%、73%削減することを目指すとしている。
- 国は国内外のエネルギー情勢の変化を踏まえ、新たに「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を2025年2月に閣議決定し、2040年度の再エネ電源比率の見通しを4割～5割程度とする等、安全性を前提に、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することとしている。
- これを受けて沖縄県においても、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画及び「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改定することとしており、2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標及び再エネ導入に係る目標を新たに設定し、取組を強化するために改定を行っているところ。
- 一方で、近年、我が国では、不安定な世界情勢の影響や、円安、賃金上昇など、複数の要因を背景に物価高騰が生じている。日本銀行によると、2025年度以降も物価上昇傾向は続くと予想されている。
- 国際情勢の影響による資源価格の高騰や円安の影響により燃料費調整額が上限に達したことにより、沖縄電力は令和5年度に電気料金の値上げ改定の申請を行い、認可された。この結果、電気料金が値上がりし、県民生活の負担となっている。

- 県内の温室効果ガス総排出量は、基準年度（2013年度（平成25年度））以降おおむね横ばい傾向にあったなか、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が停滞したことにより減少したが、最新のデータである令和4年度は航空旅客運送業や宿泊業等の観光産業が回復してきたことで増加に転じた。
- 自動車への依存が極めて高い本県において、部門別二酸化炭素排出量は運輸部門の占める割合が高く、その脱炭素化が課題となっている。
- 県内の電気自動車等の普及率は、令和6年3月末現在、電気自動車の普及率は全国0.24%に対し県内が0.16%、プラグインハイブリッド車の普及率は全国の0.31%に対し県内が0.18%で、全国の普及率の約6割程度にとどまっている状況にある。
- 島しょ県である沖縄県は構造的不利性から現時点では化石燃料に頼らざるを得ず、他県に比べ再生可能エネルギーの導入が進みにくい。
- 系統側が整備することでより多くの再エネの受け入れが可能となる蓄電池設備に関する補助金は一般送配電事業者が対象外となっている。このため、沖縄県固有の事情により一般送配電部門が分社化していない沖縄の電力会社は当該補助金を活用できない状況にある。
- 沖縄県は本土の電力系統と連携されておらず、供給コストの高い離島を多く抱えていることから高コスト構造となっている。
- 地理的・地形的特性等により、県外の一般電気事業者9社の平均と比較して沖縄県における電気料金は高い。
- 沖縄県の県民所得は全国平均の約7割程度で推移している。



沖縄県のCO2排出構成（2020年度）
出典：第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改定版

【これまでの取組】

県では、運輸部門の脱炭素化を進めるため、県公用車を率先して電動車（EV・PHV）へ転換するとともに、バス事業者等のEVバス・専用充電設備や離島過疎地域における電動車、充電設備の導入費用を支援している。

再生可能エネルギーの導入拡大については、離島における太陽光発電の導入を支援するとともに、島しょ地域に適したバイオマス資源や水素・アンモニア等の次世代エネルギーの可能性調査を実施している。

地理的・地形的特性等により高くなる電気料金を低減するため税制の特例措置を実施している。

脱炭素化と産業振興の両立に向け、持続可能な成長を支えるエネルギー社会を形成するためには、更なる取組を進める必要がある。

1. 商用車・レンタカー等の電動車導入促進に関する取組の拡充（補助金の処分制限期間の短縮等）
2. 系統用蓄電池への国支援の要件緩和、水素等の拠点整備に向けた取組
3. 再エネ設備等に対する税制特例措置
4. 引き取りに係る特定石炭等の石油石炭税の免除の延長
5. 電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

担当部課

環境部 環境再生課、商工労働部 産業政策課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



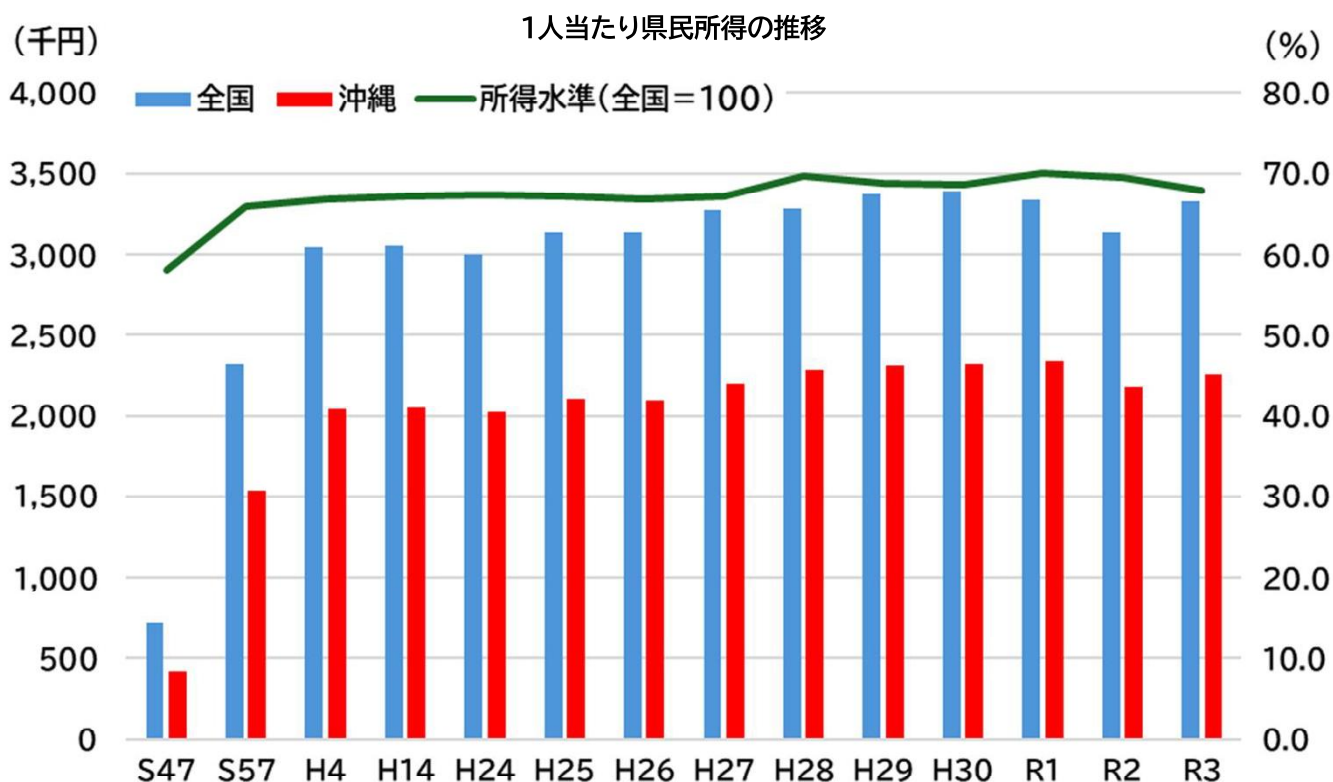
- 1-(1)-ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進
- 1-(1)-ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進
- 2-(7)-ア 計画的な生活基盤の整備
- 3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興

- 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

- 1人当たり県民所得、完全失業率、世帯消費支出に占めるガソリン代の割合が全国平均程度に達している。

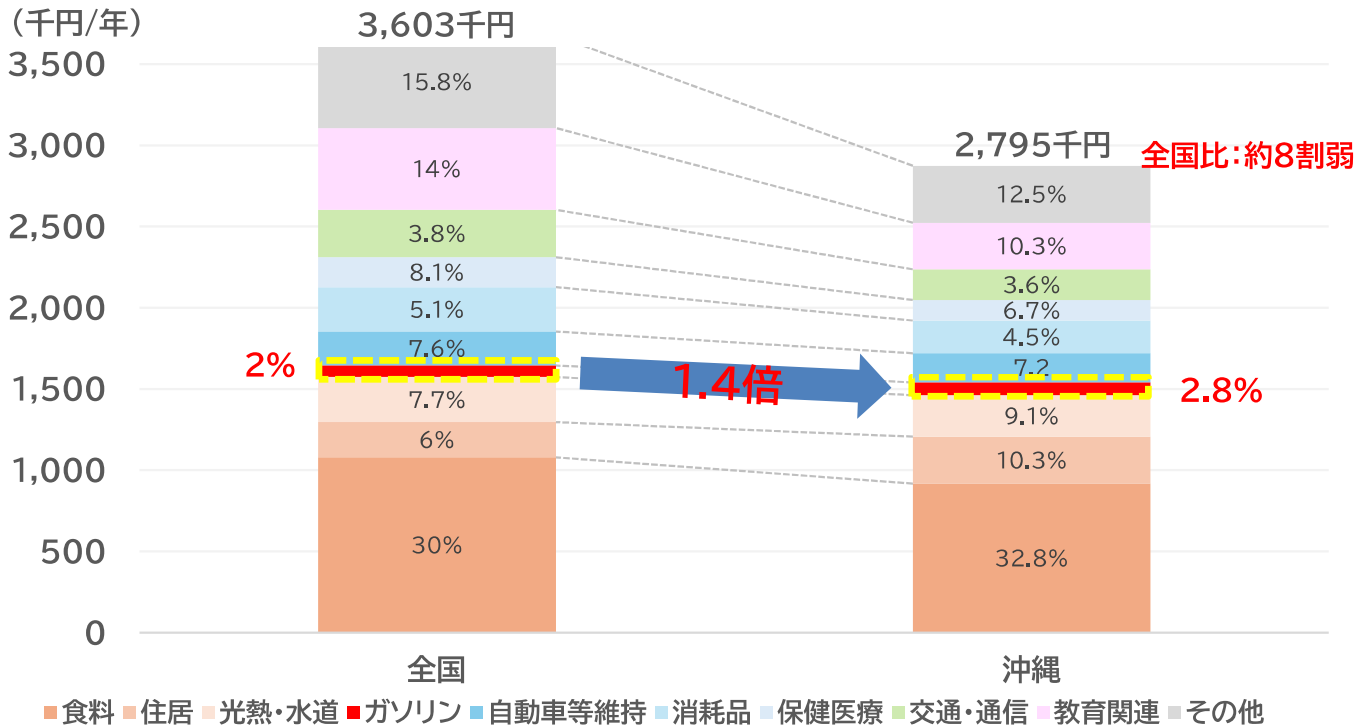
- 近年、我が国では、不安定な世界情勢の影響や、円安、賃金上昇など、複数の要因を背景に物価高騰が生じている。日本銀行によると、2025年度以降も物価上昇傾向は続くと予想されている。
- 県では、揮発油税及び地方揮発油税（国税）の軽減措置の一部を石油価格調整税として課税し、その税収を実質的な財源に石油製品輸送等補助事業を実施し、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図っている。

- 本県の1人あたり県民所得は全国平均の約7割と全国最下位にとどまっている。
- モノレール以外の鉄軌道がなく、陸上交通の移動手段は専ら自動車に依存しており、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約1.4倍となっている。
- 離島のガソリン価格については、軽減措置を踏まえてもなお、全国と比較して高い水準となっている。



出典：県民経済計算

世帯消費支出内訳



【これまでの取組】

県では、令和6年度税制改正における指摘を踏まえて、県民の移動手段が自動車に依存せざるを得ない状況のなか、揮発油税等の軽減措置が県民生活に与える影響を調査するほか、地球温暖化対策の取組などを進めており、軽減措置のあり方を検討している。

1. 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長

担当部課

生活福祉部 生活安全安心課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



2-(8)-ア 人流・物流のコスト低減と情報通信基盤の強化

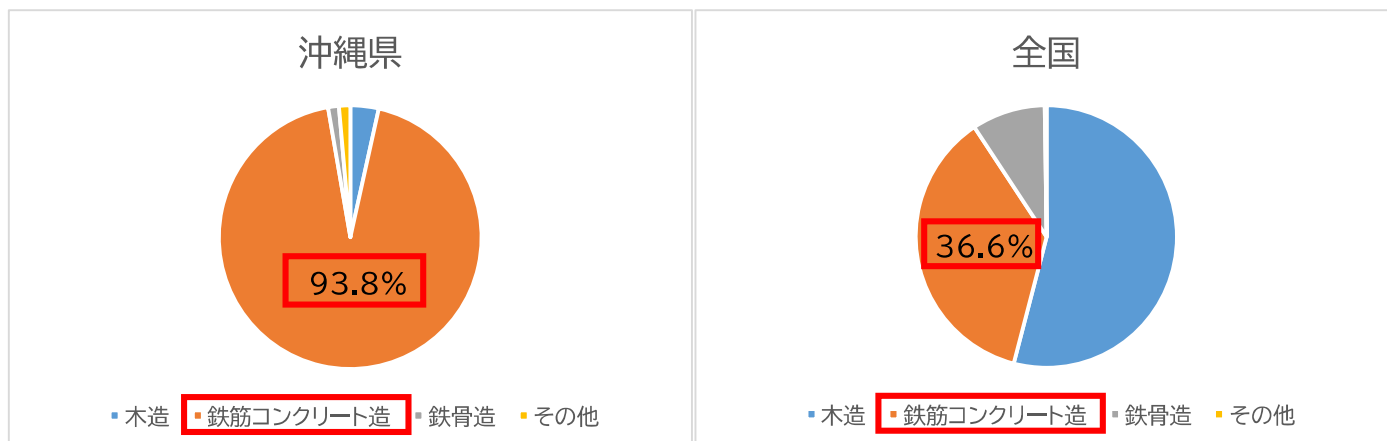
■ 耐震診断の促進

- 本県では鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅に比べて耐震診断や改修費用が高額なことから、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備をすることで、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図る。

- 令和7年に耐震改修促進法に基づく基本的な方針が見直され、住宅について耐震性が不十分なものの概ね解消への目標が令和12年から令和17年へ延長された。
- 近年の物価高騰を背景に、県民の家計は圧迫されており、耐震診断や改修等に費用をかける余裕がないと思われ、耐震化促進の支障となることが懸念される。

- 沖縄県の建築物は全国に比べ鉄筋コンクリート造の割合が多い（令和5年度現在、全国が36%に対し、沖縄県は93%が鉄筋コンクリート造）。

住宅の構造別割合の比較



出典：令和5年住宅・土地統計調査

- 耐震診断・耐震改修費用は木造に比べ一般的に高額であり、補助上限額である136千円では県民の経済負担が大きい。
(参考：耐震診断費用)
 - ・木造：10万円～20万円/棟
 - ・鉄筋コンクリート造：数十万～100万円程度/棟
- 耐震診断等に関する周知活動を実施しているが、耐震診断等を実施するかの判断は所有者となるため、高額な費用が足かせになり、耐震診断等の実施に至らない。

【これまでの取組】

県では、沖縄県耐震改修促進計画に沿って耐震に関する普及啓発活動を行っている。具体的には、住宅及び建築物の耐震化については多額の費用を要するため、簡易的に診断を行う簡易診断や塩分分析調査を行い、耐震性の把握に努めている。また、県民向けの耐震に関するセミナーや耐震化促進に係る普及啓発ポスターを作成しているほか、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画に基づく県民からの耐震に関する相談窓口を設置することで、耐震に関する意識を向上させ、耐震化促進を図っている。地震による建築物の倒壊等から県民の生命及び財産を保護するため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画による耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減に向けては、更なる取組を進める必要がある。

1. 民間の耐震診断等に係る取組の拡充

担当部課

土木建築部 建築指導課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



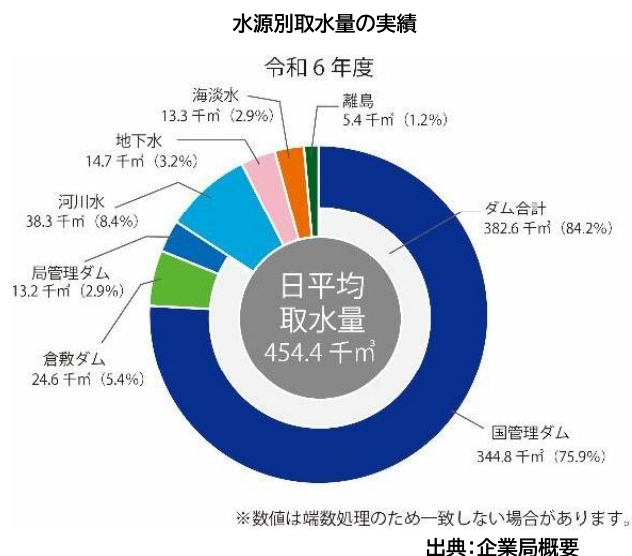
2-(4)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進

■ 安全・安心な生活環境のための公共インフラ整備

- 水の安定供給に重要な役割を果たす海水淡水化施設の更新整備、老朽化した港湾施設の適切な維持管理を通じて県内における公共インフラを整備し、安全・安心な生活環境を実現する。

<安全・安心な水の供給>

- 令和6年4月にはUSEPA(米国環境保護庁)により飲料水規則案が公表され、厳しい監視体制が導入されるなど、世界各国でPFAS(人工的に作られた有機フッ素化合物)規制の動きがみられる。
- PFOS等問題により一部中部水源の取水抑制を余儀なくされているとともに、今後本島北部や中部に点在する各取水施設について老朽化に伴う計画的な更新を進める必要があり、安定した水源確保に向けて、海水淡水化施設の役割、重要度がさらに増している。
- 令和7年11月24日に発生した導水管の破損事故においては、北部にある水源からの導水が停止するなか、都市部にある海水淡水化施設をフル稼働させたことにより、北谷浄水場系の断水は生じなかったところであり、事故発生時においても重要な役割を担っている。



<港湾施設>

- 国では、人員面、技術面及び財政面の課題を解決する為、「港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会」立ち上げており、維持管理関連ガイドラインの改定の動きがあり、港湾の維持管理における重要性が増している。
- 令和6年度の点検時に性能が低下していると判断された施設は24%となっており、令和3年度の20%から4%増加。

<水の供給>

- PFOS等対策による取水抑制や老朽化した取水施設の計画的な更新にあたっては、それに対応した水の供給能力が必要となるが、そのためには海水淡水化施設をフル稼働させる必要がある一方、老朽化した当該施設の継続したフル稼働には懸念がある。
- 耐用年数を超過した海水淡水化施設の緊急かつ集中的な更新整備が必要となっているが、全国的にも課題となっている老朽化した水道管等の計画的な更新・整備も必要とされている中、海水淡水化施設の更新整備に必要とされる事業費約260億円の財源確保が課題となっている。

＜港湾施設＞

- 令和6年度の点検時に性能が低下していると判断された施設は24%となっており、令和3年度の20%から4%増加。
- 現在活用している起債が令和8年度までの時限措置となっているため、2億円未満の老朽化対策については県単独費のみでの対策となり、予算の確保が課題となる。

【これまでの取組】

＜安全・安心な水の供給＞

渇水時や事故発生時において、ダム水や河川水の取水・導水量が低下した際は、人口の集中する都市部に位置し、季節や気象条件に左右されることなく水の確保が可能である海水淡水化施設を重要な水源として活用している。他方、海水淡水化施設については、供用開始から30年近くが経過していることに伴い老朽化が進行しており、今後の安定供給にあたっては、更新整備が必要となっていることから、海水淡水化施設については、その更新事業のコスト縮減に資する官民連携の設計・施工一括発注方式の調査・検討に取り組んでいる。

＜港湾施設＞

港湾施設については、日常パトロールによる修繕確認や、市町村からの修繕要望を受けた場合の起債事業や県単独費を活用しての修繕等に取り組んでいる。

公共インフラの整備による安全・安心な生活環境の実現に向け、更なる取組を進める必要がある。

1. PFOS等対策による取水抑制等に対応するための安定した水源確保に向けた取組（海水淡水化施設の更新整備）
2. 港湾改修（既存施設の延命化）に関する取組の拡充

担当部課

企業局 経営計画課、土木建築部 港湾課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 2-(4)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進
2-(7)-ア 計画的な生活基盤の整備

- 戦後処理問題(不発弾、所有者不明土地、遺骨収集)の解決に向けた環境整備

- 全ての工事における不発弾探査や戦没者遺骨収集の強化、所有者不明土地の抜本的解決に向けた取組を通じ、沖縄戦を要因とした今もなお解決していない問題の早期解決を図り、地域社会への多大な影響や住民の過重な負担を軽減し、県民生活の安全・安心を目指す。

<不発弾関係>

- 近年、都市部における再開発やインフラの再整備の進展に伴い、密集した地域で不発弾が発見されるケースが増加している。

<所有者不明土地>

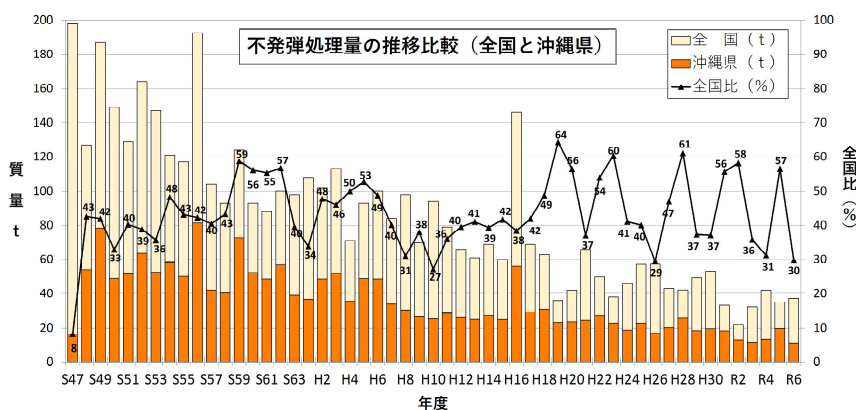
- 令和元年5月に成立した表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律により、表題部所有者欄が不明の土地について、登記官による探索と職権登記が可能となった。
- 令和5年4月の民法改正により、国による調査の結果、所有者不定のものでも利害関係者の申し立てがあれば管理者による処分等が可能となった。

<遺骨収集>

- 令和5年6月に戦没者遺骨収集推進法の改正法が可決、成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間が5年間延長され(令和11年度まで)、国においては、計画に基づき、遺骨収集事業の着実な推進に取り組むこととしている。

<不発弾関係>

- 先の大戦において、国内で最大の地上戦が行われた地であり、戦後80年が経過した今もなお、処理されていない不発弾が数多く残されている。
- 密集した地域での不発弾処理壕の設置にあたっては、近接する建物や工作物への影響を確認するための事前調査など、従来にはなかった対応が求められるようになっている。
- 不発弾等対策は、県・市町村を中心に自衛隊・警察など複数の機関が役割を分担して対応しているが、処理の適時性に限界があり、探査から処理までを一括して国が担うことで早期処理が可能となる。



出典: 沖縄県知事公室危機管理課
(防衛省公表資料を基に作成)

＜所有者不明土地＞

- 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく登記官の所有者探索制度により所有者探索調査を実施した245筆のうち、登記が完了したのは84筆、そのうち所有者が判明したのは1筆のみ。
- 戦後80年が経過し、関係者の高齢化や土地周辺の風景の変容、周辺住民の移り変わりにより証人、物証の確保が困難であり、真の所有者への返還が進んでいない。

＜遺骨収集＞

- 近年の収骨ではボランティアの実績が7割を超えているが、欠かすことのできない担い手であり、支援を拡充する必要がある。

【これまでの取組】

県としては、戦後処理問題の解決に向け、以下の取組を進めているものの、国の責任の元、対策を加速化させる必要がある。

＜不発弾関係＞

住宅等の新築・建て替えにあたって施主に費用負担が生じないよう磁気探査の補助を実施しており、認知度向上と利用促進に取り組んでいる。

＜所有者不明土地＞

所有者不明土地の解消に向け、国、市町村及び関係機関との意見交換会を年間3回実施しているほか、専門家を含めた検討会などで関連法を調査研究することで制度の知見を深めている。パネル展開催や弁護士による無料法律相談会を実施し、制度の活用促進を図っている。

＜遺骨収集＞

戦後80年が経過したことにより、新たな遺骨情報が少なくなっているため、遺骨情報収集の役割を担う戦没者遺骨収集センターの広報周知に努めるほか、ボランティアの支援拡充等に取り組んでいる。

1. 不発弾対策（不発弾一時保管庫の管理運営を含む）の実施主体を県・市町村から国へ変更、対象区域を海域へ拡大するなど不発弾処理の推進に向けた取組の拡充
2. 所有者不明土地に関する計画の策定主体を国へ変更、所有者不明土地の解消に向けた取組及び公共利用推進に向けた取組等
3. 戦没者遺骨収集の取組（専門的知見を有する職員の配置、遺骨収集活動の強化）

担当部課

知事公室 危機管理課、総務部 管財課、生活福祉部 保護・援護課